



事務所の衛生基準

事務所にも衛生管理基準（事務所衛生基準規則）があります。

安全衛生管理となると、現場に注目しがちですが、事務所の衛生管理もチェックしましょう！

事務所衛生基準規則では、4つの観点にまとめられています。代表例は下記の通りです。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ・事務室の環境管理 | 空気・明るさ（照度）・騒音・振動などの基準 |
| ・清潔 | 給水設備の設置義務・大掃除の実施義務・トイレの設置基準など |
| ・休養 | 休養休憩をとれる設備について規定されています |
| ・救急用具 | 応急手当に必要な救急用具の設置などが規定されています |



代表的な管理基準



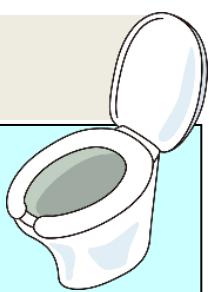
作業場所の明るさ

労働者が常時就業する室における作業面の照度基準は2区分あります。

- 一般的な事務作業:300 ルクス以上
- 付随的な事務作業:150 ルクス以上

実際に作業する手元で測定し、基準以上の照度が必要です。

個々の作業に応じた適切な照度については JIS 規格 (Z 9110 : 2010 照明基準総則) で推奨照度が定められています。ご自身の業務を確認しましょう。



トイレの設置数

トイレの設置基準数も決められています。

- 男女別に区分
- 男性 60 人以内ごとに、男性用大便所を 1 個以上設置
- 男性 30 人以内ごとに、男性用小便所を 1 個以上設置
- 女性 20 人以内ごとに、女性用便所を 1 個以上設置

※ バリアフリートイレなど、施錠ができる男女共用トイレ(独立個室型のトイレ)1個につき、トイレ設置基準の就業人数から、それぞれ10人減らすことが可能。

※ 10人以下の少人数のオフィスでは、独立個室型のトイレを1個設けることで、男女別のトイレ設置の例外となります。

室内温度

労働者が常時就業する室における気温の努力目標。

18 度以上 28 度以下



エアコン等の設定温度ではなく、作業環境の実測での努力目標です。

省エネ優先で極端に寒い・暑い環境になってしまいか?

事務所における
労働衛生対策



厚生労働省

トイレの設置数など、工事の伴う設備改善は計画的に進める必要がありますが、照明の明るさや室内温度の設定などは、すぐにでも実施できます。また、自宅等でのテレワークを行う場合でも「部屋の明るさ」や「室温管理」は同等の作業基準にすることが望ましいとされています。

他にもいろいろな管理基準が定められており、調べてみると見落としていた項目や、オモシロい発見があるかもしれません。

詳しくは厚生労働省の HP を参照し、**自職場の環境改善**を進めていきましょう！

重大労働災害が発生した際は「重大災害発生報告書」をご提出ください。類似災害防止策の検証に役立てます。

詳しくは製造産業部門まで